

大磯町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

大磯町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大磯町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「災害弔慰金の支給を行い」の次に「、」を加える。

第9条中「合む」を「含む」に、「住民」を「町民」に改める。

第13条第1項中「貸付け限度額」を「貸付限度額」に改める。

第14条中「据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセント」を「無利子」に改める。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第2項中「元利均等償還」を「元金均等償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第10条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年5月28日提出

大磯町長 中 崎 久 雄